



2018年8月17日号

目次

(W&B No. 201806CY)

1. 最高人民法院による「民法総則」の訴訟時効制度にかかる若干の問題に関する解釈(2018年7月18日)
2. 国家知識産権は2017年特許侵害・虚偽表示十大典型的事件を公示(2018年7月19日)
3. 2017年中国法院10大典型的知的財産権関連判例(2018年4月19日)

**【1】 最高人民法院による「中華人民共和國民法総則」の訴訟時効制度にかかる若干の問題に関する解釈
(2018年7月18日)**

最高人民法院は、7月23日付、7月2日審判委員会第1744回会議を通過した民法総則の訴訟時効に関する司法解釈〔2018〕12号を公示した。7月23日より既に施行されている。

訴訟時効については、民法総則が2017年10月1日に施行された時(小紙W&B201703CY)に、従来の民法通則に規定されていた2年から3年に改正されたために、どのように適用されるか注目されてきた。今回公布された司法解釈により、一般的な民事事件にかかる起算基準、時効の算定と適用などが明確となった。これによると、民法総則の規定する3年間は起算日が2017年10月1日以降の事案に適用し、2017年9月30日までに民法通則の指定する訴訟時効期間が満了している場合、民法総則の指定する訴訟時効期間の3年を主張することはできないのである。

民法総則 第188条

民事上の権利を人民法院に訴訟により請求する時効は3年とする。法律に別途規定がある場合はその規定を援用する。訴訟時効の起算日は権利者が損害を知った日或は知りえた日とする。ただし、損害を受けた日より20年経過した場合、人民法院は保護を与えない。特殊な事情がある場合、人民法院は権利者の申請に基づき延長することができる。

なお、特許法は第62条に侵害訴訟の時効を2年と規定しているため、改正されるまでは2年となる。なお、侵害訴訟以外の権利帰属などの時効は民法

総則の3年が適用される。商標法には時効の規定がないため、民法総則の規定が適用される。

<仮訳>

最高人民法院による「中華人民共和國民法総則」の訴訟時効制度にかかる若干の問題に関する解釈(法釈〔2018〕12号)

第1条 民法総則の施行後に訴訟時効期間の計算を開始する場合、民法総則の第188条の3年の訴訟時効期間の規定を適用しなければならない。当事者が民法通則の2年或いは1年の訴訟時効期間の規定の適用を主張する場合、人民法院はそれを支持しない。

第2条 民法総則の施行日に、民法通則の規定する2年或いは1年の訴訟時効期間が未だ満了していない場合、当事者が民法総則の3年の訴訟時効期間の規定の適用を主張する場合、人民法院はそれを支持しなければならない。

第3条 民法総則の施行日の前(訳者注記:施行日の前日まで)に、民法通則の規定する2年或いは1年の訴訟時効期間が既に満了している場合、当事者が民法総則の3年の訴訟時効期間の規定の適用を主張する場合、人民法院はそれを支持しない。民法総則の施行日に、時効停止の原因が未だ解消していない場合、民法総則の訴訟時効の中止にかかる規定を適用しなければならない。

第4条 本解釈は、2018年7月23日より施行する。

本解釈施行後、案件が一審或いは二審段階で係

属中の場合、本解釈を適用する。本解釈施行前に既に審理が終えている場合、当事者が再審請求する事件、或いは審判監督手続きに基づき再審する事件に、本解釈は適用しない。

参考サイトは下記の通り。

<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-108251.html>

【2】 国家知識産権は 2017 年特許侵害・虚偽表示十大典型的事件を公示(2018 年 7 月 19 日)

国家知識産権局は、7 月 19 日付、2017 年度に専利行政執行法に基づく、行政執行の典型的事件 10 件を公示した。対象は、発明、実用新案及び意匠特許に関するもので、電子商取引や展示会など主要な侵害場面で適用したものであり、法執行の強化だけでなく、国内のイノベーションや事業環境などの面で有効な成果を上げたとしている。

今後は日本企業でも行政ルートが活用が進むと思われるが、行政ルートは通報(投訴)により開始されるため、事例にもあるが既に特許権が失効した特許番号を記載していると虚偽表示と扱われるためパッケージなどに記載する場合は失効後は削除するなど表示には十分な注意が勧められる。

事例 1: 上海知識産権局の小型オートバイの意匠特許侵害事件



意匠特許権者の本田技研工業株式会社は上海某公司(非公開)が許可を得ずに自らの意匠特許(ZL 201430329219.7)の侵害品の製造、販売の申出、販売をしている

と知識産権局に紛争処理を申立てた。知識産権局は 2016 年 5 月号の雑誌で当該被疑侵害品を確認した。一方、特許権者は 2017 年 11 月に広州での公証購入による被疑侵害品 HL100T-5A 及び伝票類を証拠として提出し、被疑者は証拠については認めたものの、オートバイの外観に関する付属品は他社からの購入品であり、組立後に販売し、合理的な使用の範囲に属し、権利侵害の責任を負わないと主張した。審理では、付属品は他社からの購入品であったとしても、組立後に販売し製造者と見做さ

れること、意匠の基本的な類否判断により全体観察、総合判断、意匠の特徴などの分析から保護範囲に入るとして、侵害品の製造、販売の申出、販売の即時停止が命じられた。☆外国企業による投訴も対応することや行政が自主的に調査することもある事例として取上げられた。

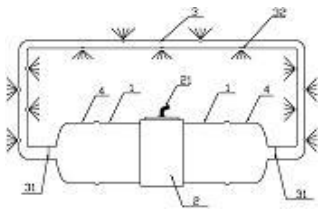
事例 2: 北京知識産権局の製品偽造防止システムの発明特許侵害事件



発明特許権者の北京金源茂豊新技術開発有限公司は某杂志社(非公開)と某酒業公司(非公開)が許可を得ずに自らの発明特許(ZL 201310058356.6、製品品質トレーサビリティ偽造防止システムとトレーサビリティ偽造防止方法)を事業目的で侵害していると知識産権局に紛争処理を申立てた。特許権者は某酒業公司から白酒を購入し、トレーサビリティ及び偽造防止のプロセスを公証した証拠及び某酒業公司の社員が作成した白酒のラベルの偽造防止トレーサビリティプロセスのビデオ映像を証拠として提出した。某酒業公司は特許出願日前に署名された偽造防止トレーサビリティに関する技術サービス契約書を従来技術の抗弁の証拠として提出した。審理では、技術サービス契約書で示される技術と特許請求項の技術が同一ではないため従来技術の抗弁が成立せず、証拠として提出された某酒業公司の社員が作成した白酒のラベルの偽造防止トレーサビリティプロセスのビデオ映像の技術的特徴と特許請求項の技術的特徴が同一であるため被疑侵害行為は特許補保護範囲に入り、また、某酒業公司の使用する偽造防止証は某杂志社の製品トレーサビリティプラットフォームにより支援されるもの

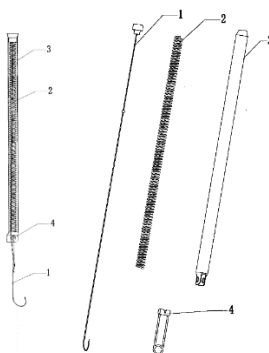
であるため某雑誌社も侵害を構成することが認定された。このため、某雑誌社と某酒業公司には侵害の即時停止が命じられた。☆アルコール類の品質問題は社会的問題として影響があり、またこの種の特許侵害が多いため取上げられた。

案例 3: 江蘇省知識産権局の自動消火装置の実用新案特許侵害事件



実用新案特許権者の国安達股份有限公司は某科技有限公司(非公開)が許可を得ずに自らの実用新案特許(ZL201120258476.7)の侵害品「非加圧式吊下げ超微粉末自動消火装置(配管網型)FZXAXX」の製造、販売の申出、販売をしていると知識産権局に紛争処理を申立。被疑侵害品の配管配置は多様な形状が可能であるが、特許請求項1は配管配置U字型である。しかし、被疑侵害品はバスの後部エンジンに配置されることが口頭審理で確認され、実質的にU字型配置を除外することができないため、本件実用新案特許と実質的に同一の技術手段、機能により効果を達成することから均等を構成するとして、特許の保護範囲に入り侵害と判断された。某科技有限公司には侵害の停止が命じられた。☆侵害判断の標準的対応事例として取上げられた。

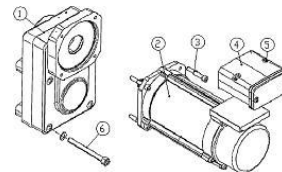
案例 4: 浙江省知識産権局の釣り具の実用新案特許侵害事件



実用新案特許権者の楊光献(個人)は自らの実用新案特許(ZL201520781728.2)が侵害されているとしてアリババのインターネットモールの240のアドレスリンクを投訴するとともに、特許証書、実用新案特許評価書及び被疑侵害品の初歩的分析資料などの証拠資料を知識産権局に提出し紛争処理を申立てた。知識産権局は中国(浙江)知識産権維持支援センターに分析を依頼し、

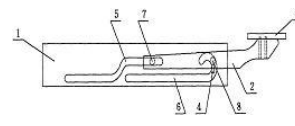
いずれも特許の保護範囲に入ることが確認された。権利者はアリババの投訴規則に従いアリババに通報後、アリババはモール出展者に挙証を求めたところ、侵害品と判断され、アリババは関係のリンクを削除した。☆電子商取引での典型的な対応であり、本件では地方の知識産権維持支援センターとインターネットモール事業者間の協働作業が効果を上げた事例として取上げられた。

案例 5: 河南省知識産権局のモーターの実用新案特許侵害事件



実用新案特許権者の科尼起重机設備(上海)有限公司(奥力通起重机(北京)有限公司より譲受)は被疑者(非公開)が自らの実用新案特許(ZL201020281302.8)の被疑侵害品をインターネットモールで製造、販売の申出、販売を紹介していることや展示会での被疑侵害品の状況について知識産権局に紛争処理を申立てた。権利者は公証購入の証拠や実物を真実性のある証拠として提出、被疑者は侵害行為不存在と従来技術(特許公報)の抗弁を行った。知識産権局は被疑侵害品が特許権の保護範囲に入ること、また、従来技術と被疑侵害品に実質的な差異があることを理由に抗弁は成立しないと、製造、販売の申出、販売の停止、侵害品製造のための設備や金型の廃棄を命じた。☆2008年の特許法改正で導入された従来技術の抗弁の適用の標準的事例として取上げられた。従来技術の抗弁では構成要件が同一(新規性と同じ判断)でなければならない。

案例 6: 江西省贛州市知識産権局の押し込み型食卓テーブルの発明特許侵害事件



発明特許許権者の鐘宝春(個人)司は黎氏(個人)が許可を得ずに発明特許(ZL201410140073.0、食卓用押し込み装置)の被疑侵害品の製造と販売していると知識産権局に紛争処理を申立てた。知識産権局は関係資料とともに答弁通知書を送付したが期限内に応答がなく、

口頭審理の通知を出したが、権利者と代理人は参加したが、黎氏は不参加のため、欠席審理が行われ、特許侵害行為の即時停止が命じられた。☆被疑者が対応しない場合の警告的な事案として取上げられた。

案例 7: 陝西省西安市知識産権局のテレビ台の意匠特許侵害事件



意匠特許権者の安美西石貿易(浙江)有限公司は西安の家具店が許可

を得ずに自らの意匠特許(ZL201330259072.4)の侵害品を販売していると知識産権局に紛争処理を申立てた。対象特許の不知、従来意匠の存在、非製造者などが主張されたが、店舗とその倉庫から関連する銘板のついた被疑侵害品が発見され、権利者の提供した証拠と一致するため被疑者は販売を認めたと製造は否認した。基本的な類否判断により侵害と判断され、販売の停止及びいかなる形での上市の禁止も命じられた。☆販売店の一般的な否認に対する標準的な対応として、また警告的な意味づけで取上げられた。

案例 8: 広州市の知識産権局の螺旋剛毛製造方法の発明特許虚偽表示事件

2017年8月に広州の大手チェーン販売会社とその店舗の虚偽表示品の疑惑があるとの投訴を受け、115店舗が既に権利が失効した発明特許番号をパッケージ記載した歯ブラシを販売していることが確認された。当該会社はカードを利用して関連店舗に販売し、総売上高6299.7元であったため、知識産権局は虚偽表示の中止、虚偽表示の製品の廃棄、前期売上上の没収及び同額の罰金を科した。☆会社

【3】2017年中国法院10大典型的知的財産権関連判例(2018年4月19日)

最高人民法院は、4月19日に特許権、商標権、著作権、不正競争、契約違反の民事事件、行政事件及び刑事事件に関する2017年度の典型的な知的財産権関連判例を2つ公示した。一つは10大典型的な事件、もう一つは50件の典型的な事件である。ここでは、10大典型事件

と店舗が関連するの典型的な事例として、またその捜査方法や処罰の標準的な事件として取上げられた。

案例 9: 山東省済南市知識産権局の教育機器の特許虚偽表示事件



子供用の教育機器や楽器のパッケージに「国家特許、偽造調査追及必至」や「特許製品、偽造調査追及必至」と記載して販売されていることに対して、

2017年5月に虚偽表示の調査を求める投訴があり、知識産権局が説明を求めたところ、それぞれ対応する実用新案特許や意匠特許があり、権利者からの許諾証書が販売事業者から提示された。しかし、知識産権局は年金が納付されずに既にこれらの特許が失効していることを確認し、上記の表示を付しての製造販売の中止、1.2万元の罰金が科した。☆委託生産・販売における法的責任に対する警告的な意味づけで取上げられた。

案例 10: 四川省知識産権局の家具の特許虚偽表示事件

2016年7月より成都の家具センターでソファや茶筆筒などを販売する店舗事業者が存在しない意匠特許証を5点掲示して営業をしていることに対する投訴があり、知識産権局により虚偽表示と確認され、偽造行為、偽造意匠特許証などの除去と5万元の罰金が科せられた。☆特許証書の改ざんも処罰するとの警告的な意味づけで取上げられた。

参考サイトは下記の通り。

<http://www.sipo.gov.cn/zscqgz/1126380.htm>

の概要を要約してご紹介する。

参考サイトは下記の通り。

<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-91312.html>

<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-91322.html>

事例 1: 王老吉と加多宝の有名商品パッケージ無断使用事件

広東加多宝飲料食品有限公司 vs 広州王老吉大健康産業有限公司、広州医薬集团有限公司

(第二審: 最高人民法院(2015)民三終字第 2,3 号)



中国では「涼茶」と呼ばれる甘い漢方茶がコーラとペプシコーラのような飲み物として人気ですが、涼茶で有名な「王老吉」のブランドの

所有者の広州医薬集团有限公司(以下「広薬集団」とそのライセンスを受けて同一ブランドの商品を販売していた広東加多宝飲料食品有限公司(以下「加多宝公司」)がライセンス契約終了とともに「加多寶」のブランドで涼茶を販売しており、いずれも「赤い缶」のパッケージに特徴があり、一般にはそれぞれ良く知られており、一定の著名性を獲得している。このため、両社はそれぞれの缶のパッケージに特有の包装・装飾の権利を有すると主張し、相手方が生産・販売する缶のパッケージは権利を侵害するとして提訴した事件である。

第一審は、「王老吉」のパッケージに係る権利は広薬集団にあり、広州王老吉大健康産業有限公司がライセンスを受けて生産・販売する涼茶は侵害しないが、加多宝公司が「加多寶」と表示し生産・販売する涼茶は侵害すると認定し、侵害行為の停止、影響除去のための公示、経済的損害 1.5 億元及び合理的支出 26 万余元の賠償を命じ、加多宝公司の訴訟請求は棄却された。加多宝公司は第一審判決を不服として最高人民法院に上訴した。

最高人民法院は、本件の「赤い缶に王老吉」の製品の缶の文字、赤い背景色などの色彩、模様及びそれらの配列-組合せなどパッケージの構成部分を含む全体が有名商品に特有の包装や装飾であると認定し、「赤い缶に王老吉」の涼茶の歴史的発展の経緯、当事者双方の提携背景、消費者の認識及び公平の原則を勘案、参酌し、広薬集団と加多宝公司のいずれもが本件特有のパッケージに係る権利の形成、

発展、信用の構築に積極的な役割を果たしているため、その権利を当事者一方のみの所有に帰させることは公平を失うことになり、社会公衆の利益を害する恐れがあるとし、信義誠実の原則に従って、他人の合法的権益を害しないという条件で、広薬集団と加多宝公司とが共有とするのが相当であると判示するとともに、広薬集団と加多宝公司の訴訟請求をいずれも棄却した。☆中国ではメディアもトップニュースで報じるような注目された事件であるが、両成敗てきな判決が下された。様々な背景があるために単純な類否判断や商標権の所有者を優先するような判断がされなかったものと思量される。

事例 2: 榆林市知識産権局の特許侵害紛争行政処理事件

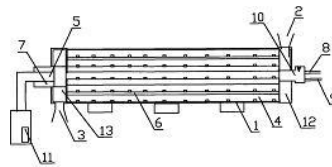
西峽竜成特種材料有限公司 vs 榆林市知識産権局、陝西煤業化工集団神木天元化工有限公司

(再審: 最高人民法院(2017)最高法行再 84 号)

本件は行政手続きの適法性を争った事件である。西峽竜成特種材料有限公司(以下「西峽公司」)は、陝西煤業化工集団神木天元化工有限公司(以下「天元公司」)が製造し使用する設備が自らの実用新案特許権(ZL201020586802.2、内炭外熱型炭物質分解設備)を侵害するとして、榆林市知識産権局に行政処理を申立てた事件である。

知識産権局は 2015 年 9 月 1 日に榆知法処字[2015]9 号決定書で天元公司の行為は非侵害と認定した。西峽公司は決定を下した合議体の構成員に別の地区の宝鷄市知識産権局の職員の苟紅東が含まれ、同職員の行政処理参加の決定や通知が公文書等の記録になく、第 2 回目の口頭審理の合議体構成員と行政決定書の署名構成員も異なることから、訴行政決定を不服として行政訴訟を提起した。

第一審は行政取締要員の配置は行政機関内部の行為で違法性はなく、職員不足から宝鷄市知識産権局の職員を転属させて事件処理に参加させたことは特段不当ではなく、行政決定に違反性はないと請求を棄却した。西峽公司は第二審でも原審が維持され



たため、最高人民法院に再審を申し立てた。

最高人民法院は、知識産権局は中立的に裁定をするべき地位にありながら、真摯、規範的、公開、平等という手続の原則を遵守すべきところ、既に変更された合議体の構成員が行政決定に署名していることは法定手続に違反していること、また知識産権局が提出した職員の転属にかかる証拠文書は本件と関連性がないこと、更に苟紅東が合議体に参加する理由を当事者に告知したと主張する証拠には合理性がなく、また西峽会社が合議体に異議申立てをしなかったことを理由に適法性を主張することも成立しないとの判断を下し、決定書を取消した。☆行政決定を下す合議体は特許行政取締資格を有するその地区の行政機関の職員で構成されなければならない、他の機関から要員が転配された場合でも、正式な公文書手続き履行されなければならない。本件は司法が行政の活動の規律をただすものと言える。

案件3:「稻花香」商標権侵害紛争事件

福州米廠 vs 五常市金福泰農業股份有限公司、福建新華都綜合百貨有限公司福州金山大景城支店、福建新華都綜合百貨有限公司

(再審:最高人民法院(2016)最高法民再374号)



福州米廠は登録商標「稻花香 DAOHUAXIANG」(第1298859号、登録日1999年7月28日、第30類、指定商品:米)の専用権者である。一方、黒竜江省農作物品種査定委員会は普及品種決定書である「黒竜江省農作物品種査定証書」(2009年3月18日交付、品種名称:五優稻4号、開発名:稻花香2号、普及地域:黒竜江省五常市平原自流灌漑区)を公布している。福州米廠は、2014年2月18日に福建新華都綜合百貨有限公司福州金山大景城支店(以下「大景城支店」)で五常市金福泰農業股份有限公司(以下「五常公司」)の生産・販売する被疑侵害品「喬家大院稻花香米」を公証購入し、五常公司の

生産・販売、大景城支店と新華都公司の販売は当該商標権を侵害すると提訴した。

第一審は「稻花香」は普通名称ではないため、五常公司、大景城支店、新華都公司の行為は本件商標権を侵害すると認定した。第二審は、五常市という特定の地域の「稻花香」米は普通名称に該当し、五常公司が生産・販売する米製品の包装に「稻花香」の文字及びピン音を使用して米の品種、出所を示す行為は善意のもので、誤認混同も生じず、正当な使用にあたと判断し、第一審判決を取消し、福州米廠の訴訟請求を棄却した。福州米廠はこれを不服として最高人民法院に再審を申し立てた。

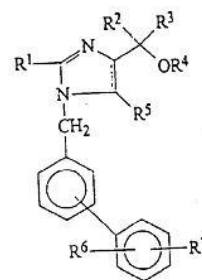
最高人民法院は、五常公司是「稻花香」が普通名称であることを立証する証拠がなく、農作物品種査定規則に定める普通名称と商標法上の普通名称とは意味が異なり、品種査定決定書の名称「稻花香2号」のみを根拠として、「稻花香」が商標法上の普通名称に該当すると認定することはできないとし、第二審判決を取消し、第一審判決を維持する判決を下した。☆登録商標専用権と品種名称間の関係や違い、普通名称の判断基準などの論点に関して詳細に判示することで、この種の事件の裁判での判断基準を明らかにしている。品種や会社名などをパッケージで表示する場合はそうした目的に合った記載方法をとることが望ましい。

案件4: マーカシュクレーム発明特許無効行政紛争事件

国家知識産権局特許復審委員会 vs 北京万生薬業有限責任公司、第一三共株式会社

(再審:最高人民法院(2016)最高法行再41号)

第一三共株式会社(以下「第一三共」)は、発明特許ZL97126347.7(名称:高血圧症を治療または予防するための医薬組成物の製造方法)の権利者である。北京万生薬業有限責任公司(以下「万生公司」)は引例とともに本件特許の進歩性欠如等を理由として無効取消を請求した。第一



(1)

三共は、請求項 1 の「またはその薬用とすることのできる塩もしくはエステル」から「もしくはエステル」の削除に加え、通知書に含まれない部分に関し、R4 を定義しているものから「1 から 6 個の炭素原子を有するアルキル基」と、R5 を定義しているものからカルボキシル基および式 COOR_{5a} を除くその他の技術的解決手段を削除することを含む補正を行ったところ、特許復審委員会は請求項 1 中の「もしくはエステル」を削除する補正は認められるが、その他の補正は特許法実施細則第 68 条の関係規定に適合せず当該補正書類は認められないと通知した。第一三共と万生公司はこれに異議はなく、第一三共は請求項 1 中の「もしくはエステル」を削除する特許請求の範囲の差替頁を提出した。特許復審委員会は、請求項 1 が証拠 1 に対して進歩性を有し、特許法第 22 条第 3 項の規定に適合すると認定し、第 16266 号審決を下した。万生公司はこれを不服として行政訴訟を提起した。

万生公司は第一審(北京市第一中級人民法院)が第 16266 号審決を維持したため、これを不服として上訴した。第二審(北京市高級人民法院)はマーカッシュクレームが並列的な技術的解決手段の特殊な類型に属すること、そのため第一三共が最初に提出した補正書類は保護範囲を減縮するものであり、特許法実施細則第 68 条第 1 項の規定に適合すると認定、そして、本件特許の請求項に含まれる 1 つの具体的な実施例の効果が先行技術の証拠 1 の実施例 329 の効果に相当するため進歩性が欠如するとして、第一審判決及び第 16266 号審決を取消し、改めて審決を下すよう特許審判委員会に命じる判決を下した。特許復審委員会はこれを不服として最高人民法院に再審を申立てた。

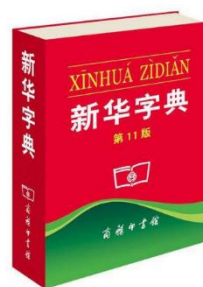
最高人民法院は、マーカッシュ形式で記載された化合物の請求項は多くの化合物の集合でなく、一種の上位概念化された技術的解決手段と解されるべきであるとし、補正により新しい特性や作用のある種または個々の化合物を生じさせてはならないことがマーカッシュクレームの補正で許される原則であるべきである、そして個別事件ごとの事情も勘案されなければならないこと、またマーカッシュ形式で記載された

化合物の請求項の進歩性判断では進歩性判断の基本的な方法として特許審査指南に定める「3 ステップ法」に従うべきであり、予期し得ない技術的效果は進歩性を判断する上での補助的要素にすぎないため、原則として、「3 ステップ法」越えて、予期し得ない技術的效果を奏することを直接適用して進歩性の有無を判断することは相当でないことを判示し、第二審判決を取消して第一審判決を維持する旨の判決を下した。☆従来からの北京第一審法院と第二審法院の見解の違いが最高人民法院により調整されたものである。一方、2017 年 4 月の特許審査指南の補正の制限の改正における「技術的解決手段の削除とは、同じ請求項における並列的な 2 つ以上の技術的解決手段から 1 つ又は 1 つ以上の技術的解決手段を削除することをいう(第 4 部第 3 章第 4.6.2 節)」の適用が明確になったといえる。最高人民法院の判断により無効手続でマーカッシュクレーム中の 1 つまたは複数の変数を削除することは通常許されないことが明らかにされた。こうしたことから、従属請求項を更に充実することがこうした問題の対応策となろう。

事例 5: 新华字典” 商標権侵害及び不正競争紛争事件

商務印書館有限公司 vs 華語教学出版社有限公司

(第一審: 北京知識産権法院(2016)京 73 民初 277 号)



商務印書館有限公司(以下「商務印書館」)は「新华字典」の通用版を 1957 年から現在の第 11 版まで継続して刊行しており、2010~2015 年間で字典類の書籍市場で平均 50%を超える占有率があり、2016 年までの全

世界での発行部数は 5.67 億部を超え、ギネス世界記録など数多くの榮譽を受けている。商務印書館は、華語教学出版社有限公司(以下「華語出版社」)が「新华字典」を生産・販売する行為が自社の未登録の著名商標「新华字典」を侵害し、それ特有のパッケージの包装・装飾を使用する行為が不正競争を構成しているとして、侵害行為の即時停止、影響の除去、

経済的損害の賠償を命じる判決求めて人民法院に提訴した。

第一審人民法院は、「新華字典」は既に全国範囲で関係公衆に広く知られており、大きな影響力と高い知名度を獲得しているため、未登録の著名商標であることを認定し、華語出版社が「新華字典」を使用することは他人の未登録の著名商標を複製する侵害行為を構成するとし、また、「新華字典」(第 11 版)に使用されている装飾の文字、模様、色彩及びそれらの配列や組合せは、商品の出所を識別させ独自性があるため、華語出版社が類似の装飾デザインを辞典の商品に使用することは、関係公衆に誤認混同を生じさせるため不正競争防止法第 5 条第 2 号に規定する不正競争行為を構成するとし、侵害行為の即時停止、影響の除去、経済的損害 300 万元及び合理的な支出 27 万元を賠償するよう命じる判決を下した。☆未登録商標を活用した典型的事例と言える。

事例 6:「茅盾手稿」の著作権帰属・著作権侵害紛争事件

沈韋寧、沈丹燕、沈邁衡 vs 南京經典拍賣有限公司、張暉

(第二審:江蘇省南京市中級人民法院(2017)蘇 01 民終 8048 号)



高名な作家の茅盾(物故)が 1958 年に毛筆で書いた書評「談最近的短篇小説」の直筆原稿の所持者の張暉が本件直筆原稿を含む複数の物品のオークシ

ョン販売を南京經典拍賣有限公司(以下「經典拍賣公司」)に依頼し、經典拍賣会社が承諾なく直筆原稿をデジタル撮影した高解像デジタル画像をウェブサイトや SNS にアップロードし宣伝・紹介、更に、特別展覧会で直筆原稿を展示するとともに、それが印刷されたパンフレットを参観者に提供した。これに対して、茅盾の合法的承継人の沈韋寧、沈丹燕、沈邁衡が張暉及び經典拍賣公司による上記の行為を著作権侵害で提訴した。

第一審は本件直筆原稿の情報ネットワーク伝達権を侵害する行為の停止、経済的損害 10 万元の賠償が經典拍賣会社に命じられたが、沈韋寧、沈丹燕、沈邁衡が第一審判決を不服として上訴したところ、第二審は張暉が本件直筆原稿の適法な所有者であり、競売によって自己の適法な財産を処分することを選択する権利を有し、張暉の行為は本件直筆原稿の著作権を侵害するものではないとした。一方、經典拍賣公司是美術の著作物としての本件直筆原稿の公表権、複製権、情報ネットワーク伝達権を侵害したとして、侵害行為の停止、沈韋寧、沈丹燕、沈邁衡に公開で謝罪し、経済的損害 10 万元を賠償するよう命じる判決が下された。☆美術著作物のオークションにおいて著作権法、物権法、競売法の 3 つの法律が関係し、判決は物権者と著作権者の権益のバランスが図られ、併せて、オークション事業者の注意点も明確になった。

事例 7:「路虎(LANDROVER)」商標権侵害紛争事件 捷豹路虎有限公司有限公司 vs 廣州市奮力食品有限公司、万明政

(第二審:廣東省高級高級人民法院(2017)粵民終 633 号)



ランドローバー社の関連企業は中国で「路虎」の登録商標を第 808460 号、第 3514202 号で登録し、「LANDROVER」商標を第 4309460 号

で登録しているが、いずれも第 12 類の「陸上原動機付車両」などを指定商品とし、高い知名度を有しており、現在はランドローバー社に譲渡されている。廣州市奮力食品有限公司(以下「奮力公司」)はそのウェブサイトや実店舗で「路虎ビタミン飲料」と関連製品を宣伝・販売し、「路虎」、「LANDROVER」、「Landrover 路虎」及び「路虎/LandRover(二段表記)」などを含む標章をパッケージとウェブページの宣伝に使用していた。また、奮力公司是 2010 年に第 30 類の「非医療用栄養液」と第 32 類の「アルコールを含有しない飲料」

などの商品に商標「路虎 LANDROVER」の商標登録出願をしたが、いずれも登録は認められていない。そこで、ランドローバー社は奮力会社の行為が権利侵害を構成するとして提訴した。

第一審は奮力会社に侵害停止、経済的損害及び合理的支出 120 万人民币の賠償を命じ、これに対して奮力会社は上訴した。第二審はランドローバー社が提出した関連証拠が既に中国国内で馳名を立証するのに十分であると認定し、奮力会社の行為はランドローバー社の本件商標が有する顕著性と良好な営業上の信用を希釈化し、利益を害するものであるために、差止るべきとして、上訴棄却、原判決を維持の判決を下した。☆奮力会社が本件商標のほかにも大量の有名企業や有名人に関する冒認商標登録行為を行っていたことから主観的な悪意がある侵害行為が認定され、120 万元も比較的高い賠償額と言える。こうした判決が悪意による商標登録を規制するものとなってほしいところ。

案例 8:「博Ⅲ优」植物新品種権侵害紛争事件

四川中正科技有限公司 vs 广西壮族自治区博白县農業科学研究所、王騰金、劉振卓、四川中昇科技種業有限公司

(第二審: 广西壮族自治区高級人民法院(2017)桂民終 95 号)



<詳細解説省略>

植物新品種権侵害行為は品種権者の許諾を受けることなく、①品種の繁殖素材を商業目的で生産或いは販売すること、②品種の繁殖素材を商業目的で他の品種の繁殖素材の生産に反復して使用することのいずれかである。本件は、これら2つの侵害行為が同時に関係しているだけでなく、年金が納付されず保護期間内に断続的に消滅状態が生じた場合の侵害行為と賠償額について認定したもので、類似の事件の裁判においても引用できる意義がある。

案例 9:「反射材料」に関する営業秘密侵害紛争事件
鶴壁市反光材料有限公司 vs 宋俊超、鶴壁睿明特科

技有限公司、李建尧

(第二審: 河南省高級人民法院(2016)豫民終 347 号民事判決書)



宋俊超は、鶴壁市反光材料有限公司(以下「反光材料有限公司」)の従業員として 2006 年から主に販売及びマーケティング業務を担当していた。反光材料有限公司は宋俊超と前後 2

件の労働契約で秘密保持条項と競合制限条項を定めて締結するとともに、その営業情報についても秘密保持制度を定め、顧客及びポテンシャル顧客情報について必要な秘密保持措置を講じて、宋俊超及びその他の従業者にも秘密保持手当を支払った。鶴壁市睿欣商貿有限公司(以下「睿欣公司」、現在は鶴壁睿明特科技有限公司(以下「睿欣特公司」))は 2011 年 6 月 22 日に設立され、鋼材、建材、小型金物類、電気器材、塗装鋼板、反射柵を事業範囲としていたが、宋俊超は宋翔の名で睿欣会社の工商登記手続に関連する事務に加わっていた。睿欣会社の 2011 年 8 月 1 日から 2015 年 7 月 31 日までの銀行取引勘定から睿欣会社と反光材料有限公司とで複数の取引をした顧客が一致し、宋俊超が睿欣会社の口座から個人名義で何度も引出していたことから、反光材料有限公司は営業秘密の侵害を理由に宋俊超らを人民法院に提訴した。

第一審は宋俊超と睿欣会社の行為が反光材料有限公司の営業秘密に対する共同侵害を構成すると認定したが、第二審は、反光材料有限公司の提出した取引記録及び顧客の取引伝票から「品種」、「規格」、「数量」など顧客独特のニーズが示されていること、「取引成立日」から顧客の商品購入パターンが示されていること、「単価」から顧客の価格受容レベルや価格成立の最低ラインが示されていること、「備考」から顧客の特別な情報が示されていることなど、こうした内容は反光材料有限公司の秘密営業情報とされる点である。そして、関係顧客と安定的で良好な取引関係を保持しているため、生産事業において有用性があり、反光材料有限公司に経済的利益と競争上の優位性をもたらすことのできるものであると認定した。また、反光材料有限公司は

これらの秘密営業報に対して具体的な秘密保持制度を定め、顧客及びポテンシャル顧客の情報に必要な秘密保持措置を講じるとともに、宋俊超と秘密保持条項、競合制限条項で明確に約定するとともに、宋俊超及びその他の従業者に相当の秘密保持手当を支払っていたことから反光材料会社はこれらの秘密営業情報に合理的な秘密保持措置を講じていたことが証明されると認定した。従って、反光材料会社の作成した顧客名簿は営業秘密であると認定したのである。宋俊超は業務上接触した反光材料会社の秘密営業情報の秘密保持義務を含む忠誠義務がなにかかわらず、反光材料会社の顧客と密かに無断で取引し、睿欣会社に頻繁に行っていたことは、反光材料会社の秘密営業情報を開示、使用、他人に使用させる行為をなしたことになり、反光材料会社の営業秘密を侵害したといえる。また、睿欣会社も宋俊超が保有していた反光材料会社の営業秘密を不正に取得し使用したために、宋俊超と睿欣会社の行為は反光材料会社の営業秘密に対する共同侵害を構成する。睿欣会社は既に睿明特会社になっているので、侵害責任は睿明特会社が負担しなければならない。☆技術情報ではなく、営業情報を営業秘密として争った事件である。単なる会社名を含むリストデータだけでは営業秘密としては認定されないため、必要な判断要件は上記に示されている通りである。

案例 10:「易查網」に関する著作権侵害罪事件

北京易查無限信息技術有限公司、于東
(第一審:上海市浦東新区人民法院(2015)浦刑(知)初字第12号)

北京易查無限信息技術有限公司(以下「易查公司」)は「易查網」のネット事業者である。于東は易查会社の法定代表者で技術責任者であり、タッチスクリーン版小説製品の開発を提案し、易查網はWEB版小説のウェブページをWAPウェブページにトランスコード変換してモバイルユーザーの閲覧に提供している。警察機関が易查会社のサーバーを差押えて、鑑



の弁護士はユーザーの閲覧に供される一時的なキャッシュデータであり、ユーザーが閲覧ページを離れると当該キャッシュは自動的に削除されると主張したが、「コピー」された小説のコンテンツは、なお他のユーザーにより再利用が可能であることが判明した。従って、この行為はトランスコード技術の運用ではなく、ネットワークユーザーに著作物を直接提供していると認定されるため、易查会社は著作権者の許諾を受けることなく、他人の著作物500件余を「易查網」を通じて伝達しており、情状が重く、著作権侵害罪を構成しているとされた。また、于東も易查会社の直接の責任者として著作権侵害罪の刑事責任を負うべきとされた。易查公司及び于東は自首し、賠償により被害者団体から容赦され、情状酌量があったため、人民法院は易查会社に罰金を科し、于東には執行猶予付きの罰金の判決が下された。☆トランスコード技術は携帯端末での閲覧が普及するにつれて生まれた技術であり、本件は携帯端末閲覧用のネットサイトでのトランスコード技術が不当に使用されることによって著作権侵害を構成した事件である。こうした技術の運用プロセスにおいて発生する被疑侵害行為については十分な注意が必要である。中国では公安機関による職権操作があることにも配慮することが肝要である。



コメントは個人の見解であり事務所の統一見解でないことにご理解ください。

記事に関するご質問や各種お問合せは、お気軽に下記までご連絡ください。